経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 平野支援学校 | 講師謝礼（併せて講師に対して支給された旅費を含む。）の支出について、所得税の源泉徴収額に誤りがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の実施日 | 区 分 | 講師謝礼の金額 | 源泉徴収額 | 差引支給額 |
| 令和３年８月25日 | 誤 | 6,040円 | 510円 | 5,530円 |
| 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 |
| 旅費 | 1,040円 | 0円 | 1,040円 |
| 正 | 6,040円 | 616円 | 5,424円 |
| 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 |
| 旅費 | 1,040円 | 106円 | 934円 |
| 令和４年１月11日 | 誤 | 6,040円 | 510円 | 5,530円 |
| 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 |
|  | 旅費 | 1,040円 | 0円 | 1,040円 |
| 正 | 6,040円 | 616円 | 5,424円 |
| 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 |
|  | 旅費 | 1,040円 | 106円 | 934円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【所得税法】（源泉徴収義務）第204条　居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。一　原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金【所得税基本通達】第４編　源泉徴収第６章　報酬、料金等に係る源泉徴収法第204条《源泉徴収義務》関係＜共通関係＞（報酬又は料金の支払者が負担する旅費）204-4　法第204条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基因となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者（同項第５号に規定する事業を営む個人を含む。）に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、204－2及び204－3にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。 | 　源泉徴収額の未納について、過誤払となった旅費の戻入手続を行い、所得税の納付を行った。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月17日）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 平野支援学校 | 　人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 人間ドック | 令和３年８月23日 | 午前８時30分から午後２時00分まで | 午前８時30分から午後５時00分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【地方公務員法】（職務に専念する義務）第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】（職務に専念する義務の免除）第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　厚生に関する計画の実施に参加する場合【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）第７章　服務　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）　　○条例に基づく職務専念義務の免除　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 条　例第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等（以下略） | （略） |

  |

 | 誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。　検出事項の原因は、直接監督責任者の確認不足にある。再発防止策として、職員の職務専念義務免除の申請に対して直接監督責任者が承認を行った際は事後確認を徹底することでチェック体制を強化した。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月17日）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 平野支援学校 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | ワクチン接種日 | ワクチン接種に必要と認める時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 令和３年７月30日 | 午前10時30分から午後０時30分まで | 午前10時30分から午後５時00分まで |
| 令和３年８月27日 | 午前10時30分から午後０時30分まで | 午前10時30分から午後５時00分まで |
| Ｂ | 令和３年７月30日 | 午前９時30分から午前11時45分まで | 午前９時30分から午後４時30分まで |
| 令和３年８月27日 | 午前10時00分から午後０時45分まで | 午前10時00分から午後４時30分まで |
| Ｃ | 令和３年７月30日 | 午前10時30分から午後０時30分まで | 午前10時30分から午後５時00分まで |
| 令和３年８月27日 | 午前10時30分から午後０時30分まで | 午前10時30分から午後５時00分まで |
| Ｄ | 令和３年８月20日 | 午前９時30分から午前11時15分まで | 午前９時30分から午後５時00分まで |
| 令和３年９月10日 | 午前９時30分から午前11時15分まで | 午前９時30分から午後５時00分まで |
| Ｅ | 令和３年10月18日 | 午前９時30分から午前11時30分まで | 午前９時30分から午後５時00分まで |
| Ｆ | 令和３年11月１日 | 午前10時30分から午後０時15分まで | 午前８時30分から午後５時00分まで（全日） |
| 令和３年11月24日 | 午前10時30分から午後０時15分まで | 午前８時30分から午後５時00分まで（全日） |
| Ｇ | 令和４年１月28日 | 午前９時30分から午前11時15分まで | 午前９時30分から午後５時00分まで |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【地方公務員法】（職務に専念する義務）第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】（職務に専念する義務の免除）第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合【職務に専念する義務の特例に関する規則】（職務に専念する義務の免除）第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）（令和３年６月３日付け教職企第1398号）】※新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。別添６　新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員（令和３年２月17日から適用）職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和３年６月２日付け大人委第1349号）】による。 |

 | 　誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。　検出事項の原因は、直接監督責任者の確認不足にある。　再発防止策として、直接監督責任者が服務に係る申請の承認を行う際には、複数人でその要件の確認を確実に行うことにより、チェック体制を強化した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月17日）

備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 平野支援学校 | 備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 機械器具類 | 通信器具類 | 平成８年２月28日 | １ | 159,341円 |
| ワイヤレス機器 |

 | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） | 　現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。　このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。　今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月17日）